

そこが知りたい

市議会

Q & A

Q 議会による予算案の修正とは

A 議員には予算案を議会に提出する権限はなく、予算案発議権は市長に専属します。

議会は予算案を審議し、可決又は否決しますが、修正して議決する権限も有しています。

Q 附帯決議とは

A 議案を議決する際、付け加

えられる議会の意見や要望のことをいいます。

法的な拘束力はありませんが、

政治的に尊重されるべきものです。

Q 政務活動費とは

A 議員の活動は公務としての議員活動と政務活動等があります。

政務活動費は、議員の日常の調

査活動、住民に対する説明、意見

聴取などの活動に要する経費です。

人事案件

教育委員会 委員



塩田 絹代氏
(口之津町)
【任期】
令和元年7月10日～
令和5年7月9日

編集後記

南島原市議会だより第53号が完成しました。皆様、暑い日が続いておりますがいかがお過ごしでしょうか。暑さ対策、熱中症対策はしっかりとできていらっしゃるでしょうか。こまめな水分補給を心がけて体調管理には十分お気をつけください。

さて、今回の南島原市議会だよりは令和になりました。初めてとなる南島原市議会定例会の内容をお伝えして参ります。議会活動や委員会活動など、市民の皆様にご覧いただける内容になるように、また少しでも多くの方々に市政について関心を持っていただけるように議会広報編集特別委員一同努めて参りました。

令和という新しい時代の幕が開けました。私達も心機一転、南島原市の更なる発展、明るい未来の為に努力して参ります。そして南島原市議会だよりを通して、市民の皆様にも少くとも議会の活動を知っていただけるように議会広報編集特別委員一同取り組んで参りますのでよろしくお願ひ致します。

議会広報編集特別委員 井上末喜

議会を傍聴
しましょう!!
次回の定例会は
9月12日開会の
予定です。

南島原市議会は市民の皆様のお越しをお待ちしています。詳しくは議会事務局へお尋ねください。
電話 0957-73-6611

議会広報 編集特別委員会

- 委員長 隈部 和久
- 副委員長 金子憲太郎
- 委員 中村 哲康
- 委員 田中 次廣
- 委員 松永 忠次
- 委員 下田 利春
- 委員 井上 末喜

【発行責任者】
議長 林田 久富



この南島原市議会だよりは環境にやさしい「再生紙」と「植物性大豆油インキ」を使用しています。

※議会だよりに、ご意見、ご感想がありましたら、議会事務局「議会だより」係までお願いします。
〒859-2202 南島原市有家町山川58番地 ☎0957-73-6611
メールアドレス:gikai@city.minamishimabara.lg.jp